

習志野市議会議長

田中 真太郎 殿

舟券購入形態の変化と競艇ファンの高齢化などにより売上ダウンを続けるボートピア習志野の廃止の検討を求める陳情

(陳情項目)

スマホ普及によるネット投票、電話投票の増加と競艇ファンの高齢化などにより開業時より売り上げは半分以下に落ち込み、また土地の所有者や経営スキームも様変わりしたボートピア習志野の廃止の検討を求めます。

(陳情の趣旨)

地元を中心とした市民の大反対を押し切り 2006年9月に「ボートピア習志野」が開業して本年(2019年)で13年目となります。開業間もなくの1年間ピーク売上(19年10月～20年9月161億円)と直近1年(29年10月～30年9月68億円)比較すると売上約▲93億円ダウン、ダウン率▲57.5%と半分以下に落ち込んでいます。当然市に入る環境整備費も直近1年間約103百万円と1億円を切ろうとしています。

(開業以来直近までの売上推移と環境整備費・・習志野市ホームページより)

期間	開催日数	売上(千円)	前年比	一日当り 売上(千円)	一日当り 売上前年比
18年9～19年9月	359	14,201,269	----	39,557	
19年10～20年9月	348	16,177,576	+13.9	46,487	+17.5
20年10～21年9月	351	13,839,206	▲14.5	39,427	▲15.2
21年10～22年9月	349	12,379,982	▲10.5	35,472	▲10.0
22年10～23年9月	328	10,324,307	▲16.6	31,476	▲11.3
23年10～24年9月	347	9,775,016	▲5.3	28,170	▲10.5
24年10～25年9月	353	9,100,401	▲6.9	25,780	▲8.5
25年10～26年9月	352	8,000,096	▲12.1	22,727	▲11.8
26年10～27年9月	349	7,899,090	▲12.6	22,633	▲4.1
27年10～28年9月	350	7,689,146	▲2.6	21,969	▲2.9
28年10～29年9月	346	7,044,593	▲8.4	20,360	▲7.3
29年10～30年9月	353	6,867,739	▲2.5	19,172	▲5.8

※直近1年(29年10月～30年9月) 環境整備費 103,016千円

また入場者も開業間もなくの1年間(19年10月～20年9月566千人)と直近1年(29年10月～30年9月292千人)比較すると▲274千人減り▲51.6%ダウンと半分以下に落ち込んでいます。要因としては公営ギャンブル離れ、入場者の高齢化、所得水準の低下などが考えられますが、一方ではスマホの普及によるネット投票、電話投票の増加が考えられます。直近の売上形態は本場が10%、本場での場外発売が17%、ボートピアが20%に対してスマホを中心とするネット電話投票が53%を占める割合になっています(第36回ボートピア習志野環境委員会会議記録平成31年3月13日より)。即ち直接レース観戦の出来る本場は別としても競艇ファンはボートピアなどにわざわざ足を運ばなくとも、自宅その他いつでもどこでも舟券を購入することが出来ることを表しています。ボートピアに足を運び舟券を購入する者は年々減少していく中高年層が中心でボートピアの存在



意義は薄れているともいえます。

2019年2月号の月刊誌 ZAITEN(財界展望新社)の日本財団の競艇利権を扱った特集記事の中でボートピア習志野のことも取材記事として掲載されています。その記事の一部には「今来場している客層は60代以上の高齢者ばかり。あと10年もすれば立ち往かなくなるのでは」「実際にボートピア習志野に足を運んでみると、土曜日の昼間だというのに空席が目立ち、30代以下と見える観客はせいぜい2,3人。歓声もなければ、負けた選手への怒声が飛ぶわけでもなく、想像以上の活気のなさだった」。と記載されています。

一方ボートピア習志野の運営主体も変わり、2015年3月には賃貸して運営している「テックエステート」の親会社であった「東洋エンジニアリング」はボートピア習志野の所有不動産と子会社「テックエンジニアリング」の株式を「ゴールドマンサックス」の関連会社と不動産会社「坪井工業」に全株売却しました。また2017年4月には所有地の一部が「東京都競馬」に売却され物流倉庫になっています。「テックエステート」は2018年9月1日付でボートピア大郷などを運営する「ビー・ピー施設」と合併して株式会社ビー・ピー施設と社名も変更しました。また敷地の一部は立体駐車場となり500台駐車可のところ駐車台数は一日平均300台前後とのことです(第35回ボートピア習志野環境員会会議記録平成30年11月16日より)。当初地元で説明したこととは全くの様変わりとなっています。

2006年9月に地元を中心とした多くの反対の声を無視して設置条件の一つとして市議会が反対の決議をしないことがあります。開業以降4回の市議会の改選があり現在の市議会構成は当時より大きく変わっています。ボートピア習志野撤退などの陳情はほぼ毎回議会に提出されています。今年4月の市議選挙後初めての市議会において、ボートピア習志野の廃止の検討を貴議会に求めるべく陳情いたします。

2019年5月24日  
習志野市香澄2-1-6  
川辺俊一

TEL [REDACTED]

習志野市議会議長

田中 真太郎 殿

東海第二原発の運転延長再稼働を認めない意見書の提出を求める陳情

(陳情項目)

40 年を超える老朽化した東海第二原子力発電所(以下「東海第二原発」という)の運転延長再稼働を認めないことを意見書として国及び関係官庁に提出することを求め陳情いたします。

(陳情の趣旨)

2011 年 3 月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故はいまだに原因も解明されず収束のめども立っていません。東海第二原発も当時地震や津波で冷却機能の一部を失い一時危機的な状態に陥っていました。以来東海第二原発は稼働されていませんでした。そのような中で東海第二原発の運営主体である「日本原子力発電株式会社」は 2017 年 11 月に法律で定められた 40 年の制限を超えて例外措置として 20 年の運転延長を原子力規制委員会に申請して、同委員会は 2018 年 11 月に運転延長を認可しました。

東海第二原発の 30km 圏内には約 96 万人ともいわれる人々が居住しています。もしも原発事故が起きた場合多数の住民が一斉に素早く避難することは不可能です。さらには習志野市を含む千葉県も 100km 以内の圏内に入っています。放射能の飛散は必ずしも距離ではなく地形や風向きにも影響を受けます。農産漁業や市民生活に多大な影響や被害をもたらします。

茨城県内をはじめ埼玉県、千葉県等も含む多くの市町村が再稼働反対、延長反対や廃炉などを求める決議や意見書を出しています。貴議会におかれましても東海第二原発の運転延長と再稼働の反対を決議していただき地方自治法第 99 条の規定により国及び関係官庁に意見書として提出することを求め陳情いたします。

(ご参考) これまでに延長反対、廃炉など採択された関東の市町村(判明分・63 市町村)

●茨城県

水戸市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、牛久市、鹿嶋市、守谷市、桜川市、つくばみらい市、北茨城市、高萩市、笠間市、つくば市、筑西市、古河市、常総市、常陸太田市、小美玉市、結城市、阿見町、八千代町、茨城町、五霞町、境町、利根町、美浦村、常陸大宮市

●東京都

西東京市、小平市、武蔵野市、

●千葉県

流山市、野田市、我孫子市、銚子市、多古町、成田市

●栃木県

那須塩原市、那珂川市、茂木町、益子町、市貝町、芳賀町、真岡市、塩谷町、那須烏山市

●埼玉県

鳩山町、吉見町、草加市、吉川市、東松山市、富士見市、熊谷市、志木市、越谷市、新座市、久喜市、小鹿野町、朝霞市、横瀬町、飯能市、白岡市

(出典) とめよう!東海第二原発首都圏連絡会

東海第二原発再稼働をめぐる採択された意見書及び決議

<https://stoptokai2-shutoken.iimdofree.com/地方議会意見書/>

2019 年 5 月 24 日

習志野市香澄 2-1-6

川辺俊一

TEL [REDACTED]



2019年5月29日

習志野市議会

議長 田中真太郎様

大森 三千雄

習志野市秋津2-1-5-101

TEL [REDACTED]

高過ぎる国民健康保険料の引き下げを求める陳情

日頃の職務のご精励に敬意を表します。

私は全日本年金者組合の支部長を勤めていますが、新たに構成された市議会が私ども高齢者の声に耳を傾け福祉の増進にとりくまれることを心より期待しています。

さて、言うまでもなく、国民健康保健事業は、社会保障、国民保健の向上に寄与するために運営されているのでありますが、相次ぐ国庫負担の削減（国保会計に占める国庫負担割合は1983年の55.8%から現在は20数%台になった）や、国保料の引上げによって、滞納所帯が増大するなど厳しい運営状況におかれています。

国保加入者の多くが非正規雇用労働者や年金生活者など低所得者層であるのと同時に、保険料が高すぎて払えない状況になっていることにも起因していると考えられます。なかでも、所得に応じて算出される協会けんぽと違って、所得に関係なく負担する平等割、均等割に問題があります。均等割は産まれたばかりの赤ちゃんも負担しますが、これなど少子高齢化対策にも逆行するのではないのでしょうか。

2019年5月29日  
一字訂正

経済的理由での受診抑制によって手遅れになり医療費が高額になったり、死にいたる事例が増えています。

今こそ国保料の引き下げを急がねばならないと考えます。

よって以下のことを求め陳情します。

- (1) ~~今年度~~国民健康保険料率のうち均等割を廃止すること。
- (2) 一般会計から国保会計への法定外繰入額を増額すること。

2019年6月3日  
3字削除



各市町村議会 議長殿

陳情者名：一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム  
理事長 仲村 覚  
住 所：埼玉県川越市仙波町2丁目17-34  
電話番号：[REDACTED]

## 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める 意見書の採択を求める陳情書

「沖縄県に生まれ育ったすべての人々は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしてきました。ゆめゆめ日本の少数民族などと意識したことはありません。」

これは、私が昨年6月ジュネーブの国連人種差別撤廃委員会に参加し、委員に訴えてきたスピーチの主旨です。このような当たり前のことを訴えるために、わざわざジュネーブまで足を運んだのは、2008年に自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護するべき」という勧告が出て以来、その後3回も同様の主旨の勧告が出され、これを放置していると、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、更には海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになるからです。

スピーチに先立ち、豊見城市や石垣市の当勧告の撤回を求める意見書や沖縄の人々が日本人であるという学術的に証明したレポートも提出しました。ここまで行えば、5回目の勧告阻止できるかと思っていました。しかし、昨年8月に同様の主旨の勧告が出されてしまいました。つまり、国連の目には、私は「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と写ったということです。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の差別問題」だと認識されているのです。

一方、沖縄では、先住民族について議会で一度も議論されたこともなく、全くマスコミでは報道されないので、多くの県民はその危険性どころか存在すら気がついていません。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している勢力が、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからです。その東京の代表的な勢力とは反差別国際運動と市民外交センターです。

私は、過去4年以上、この危険な国連勧告の撤回やその原因となっている活動家の運動の阻止を外務省や国会議員に働きかけてきましたが、残念ながら今の日本の法制度では、「琉球・沖縄の人々は日米両政府に米軍基地を押し付けられて差別を受けている先住民族」だと嘘をつく権利は保証されていますが、その嘘を止める権利は無いようです。良識ある国民が今動かなければ、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかなのです。

今、沖縄では、このまま先住民族にされてはたまらないと、全41市町村議会での勧告撤回の意見書の採択に取り組んでいます。今年3月議会では本部町議会で採択されました。しかし、この勧告撤回運動は、沖縄県民だけの力で実現できるものではありません。

全国各地地方議会の日本人同胞の皆様、沖縄は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、全国47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地です。彼らは決して琉球人という先住民族の土地を守るため犬死したわけではありません。また、米軍統治下におかれた沖縄の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球国独立でも無く、祖国日本への復帰です。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのです。

私達の祖国日本の永遠の団結と繁栄のために以下陳情申し上げます。

### 記

#### <陳情事項>

1. 日本政府に「沖縄県民は先住民族」という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を採択する。



習志野市議会 議長 田中真太郎 様

陳 情

旧庁舎跡地活用検討委員会の改善について

(陳情の趣旨)

旧庁舎跡地をどのように活かすかという問題は、文教住宅都市憲章を持つ、習志野市の魅力あるまちづくりと直結しています。地元津田沼、鷺沼のみならず、都市マスタープランという長期的、全市的視野にとって、極めて大切な課題です。「住みよいまちづくり」、「みんなの声を市政に、」など先日の統一選挙で皆さんが掲げられた公約ですが、特に宮本市長が掲げた「互いに認め合い、尊重し合う社会の推進」とか「未来をひらく教育の推進」という公約はすばらしいと思います。問題はそうした理念の実践です。

正にそうした可能性にひかれて、わたしどもは湾岸地域に50余年前に移住してきました。今回、「旧庁舎跡地活用検討委員会」(以下委員会と略す)に公募しましたが「発想がマンネリ、若い世代と」いうことで、選外となり、「特別傍聴人」となっています。

勿論委員会の設置要綱は読んでいますが、これほど住民軽視がひどいものとは気がつきませんでした。そもそもこの「検討委員会」とは如何なる組織で、この場合「特別傍聴人」制度とは如何なるものかその根拠を伺いましたが、就任された吉田委員長も、検討委員会の事務担当(資産管理課)も知りませんでした。「おそらく、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針だと思います」とのことでしたので、調べてみますとこの審議会等とは「審議会、協議会、調査会、審査会、委員会、懇話会」など6種類あるようです。

設置要綱を読み、委員会傍聴の結果、市長の承諾を得られない、委員会の全てと、庁内に設置された組織の権限に阻まれて、財政的貢献に反する旧庁舎跡地の処分を公言する市長方針に悖る結果は生まれないと思います。最初に結論ありきです。地元の利害に立って意見を述べていた地域代表を別にすれば、事務担当から逐一指示される通りをやっている一般委員の役割は、明らかにムダな作業です。委員会の運営について改善を望みたい。

(陳情事項)

一：委員会の目的について

市民参加の委員会となるよう自主的組織が好ましい。コストより協働の価値だと思う。

二：委員会の運営について

委員会の根拠は「審議会等の設置及び運営等についての指針」と考えてよいか。本来は一般市民に無条件で公開の場で論議すべきである。結論誘導的な委員会は便宜的である。特別傍聴人が提出した意見書も未回答のままである。担当は委員会なのか事務なのか。

三：事務担当について

中立が望ましく、地域住民、大学との協働、文化的諸団体等の専門家の参加が必要である。

上記について議会に対して行政から丁寧な説明を願いたい。

陳情者 竹川未喜男

2019年5月30日

習志野市袖ヶ浦2-7-8-406 ( )



2019年5月30日

習志野市議会議長

田中 真太郎様

## 陳 情

ボートピア習志野設置当初からの事情変化と発展策について

## (陳情の趣旨)

ボートピア習志野は、設置場所を巡って近隣の千葉工業大学の強い反対に遇った。準工業用途上は、設置に問題はなかったが、射幸心を煽る施設でもよいか、悪いか問題となった。当時の荒木市長が認可した大きな理由の一つに、東洋エンジニアリングの存在があった。今後の政策見直しのために、その後の事情変化を辿ってみたい。

海辺の土地は、税金が投入された習志野漁協の貴重な元漁場だったから、その用途についての関心は高かった。習志野市は内陸の工場を埋め立て地に誘致し、住宅を全面的に排除する「住工分離」を基本にしていた。既に東洋エンジニアリングは、習志野市に本社のある大企業で、処分できる広大な土地の所有者であった。

公益賭博のボートピア誘致問題が起きた2002～3年当時、住民ゼロの土地に、垣根もない開放的な東洋エンジニアリングを誘致しても問題はないと、射幸心問題は専ら市長判断に委ねられた。市議会もわずか半年で誘致賛成となった。警察協議は、交通渋滞・未成年対策に絞られた。

「巨大賭博場反対」が全市的な住民運動に広がり、住民の反対運動は、市長リコールから、4年に亘る裁判に引き継がれた。茜浜の東洋エンジニアリングは、当地区の工場側の利益代表であった。従業員のために自社運動場(約2万坪)の有効活用を金融筋から薦められていた頃である。

その後、東洋エンジニアリングは、ボートピア習志野の当事者の立場から全面的に手を引き、今は本来の総合エンジニアリング・センターに経営を特化させている。習志野市との関係も、ボートピア習志野からの売り上げの1.5%で、4億円と言われた環境整備費も止めどもなく下降線をたどり、教育学園都市を下支えと言われた金額も、来年は1億以下になるのは決定的と言ってよい。習志野市サイドとしても、「住工分離」政策の全面的見直しの時代になっている。新習志野駅南側の当市玄関口の発展方向も含め、著しい事情変化が発生しているのが現状である。

## (陳情事項)

以上の事情変化等を踏まえ、習志野市の近未来の豊かな発展方向について、調査・研究チームを発足することについて市議会より行政に対して要請して頂きたい。

陳情者 竹川未喜男

習志野市袖ヶ浦2-7-8-406

TEL



習志野市議会議長  
田中真太郎殿

5月30日

~~【陳情項目】~~

辺野古新基地建設に係る沖縄県民投票の結果を受け、地方自治を尊重し、工事  
の中止を求める意見書を、国に提出する事を求める陳情。

6字削除

【陳情の趣旨】

沖縄県名護市辺野古で建設が進められている米軍基地に係る沖縄県民投票が、  
本年2月24日に投開票されました。

結果は投票率50%を超え、投票者数の72%が反対という結果でした。これ  
は、長年基地問題で苦しんできた沖縄県民の民意です。この民意に従い、工事を  
中断し、辺野古の海の環境を回復するとともに、新基地建設を断念することが、  
日本国憲法の下で地方自治を尊重する、私たちの国日本の民主主義の立場です。

故、翁長雄志知事は、かつて「(安倍総理が)日本を取り戻すという日本に、  
沖縄は入っているのだろうか?」と語っていました。それだけ、沖縄の民意は国  
に押さえつけられてきたという事です。さらに、この沖縄の民意が軽視されてき  
たことに象徴される「地方自治の軽視」が、沖縄の新基地建設の問題だけにとど  
まらないことに、私たちは気づかされます。

小泉政権時代、「国家戦略特区」は地方分権を大義名分に構造特区として始ま  
りました。しかし、今や、内閣総理大臣に権力を集中させる「一極集中」の化身  
となっています。

「辺野古新基地建設反対」という、沖縄県民の意思を尊重するか否かは、沖縄  
の問題であることに留まらず、私たち日本国民全体の問題であることを強く意  
識し、この陳情を国に提出することを求めます。

2019年5月30日

習志野市本太久保3-15-21

高橋真也子



習志野市議会議長 田中 真太郎 殿

政府、衆議院議長、参議院議長に日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書採択に係る陳情書

1960年日米安保条約6条、米軍が日本に定める「施設及び区域を使用する」に基づき日米地位協定が国会で採択されて以来一度も改定されていません。その内容は米国の望むところ日本の何処にでも基地を置くことが出来る世界でも類を見ない日本全土が潜在的基地となり得る極めて異常な協定と言わざるを得ません。

昨年8月、日米地位協定の改定を求める意見書が森田千葉県知事を含む全国知事会に於いて全会一致で可決しました。12月末には7道県36市町村で可決され、今年4月には7道県122市町村で可決したという高まりです。

このことは米軍基地の75%以上を占める沖縄の問題ということだけでなく、全国の基地周辺と基地周辺以外に於いても、騒音被害や事故に対する基地に起因する環境問題から来る不安を抜本的に軽減・解消するために地位協定の見直しが必要であるとする知事会は勿論のこと市民の要望の高さを表しています。

ドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスは自国の国内法を適用させ、管理権は自国の立ち入りや軍を常駐させています。訓練・演習は自国の了承が必要としています。それに比べ日本は国内法を原則適用できず事故等の立ち入り捜査の権利を行使できない現状は果たして法治国家と言えるのでしょうか。

米軍の維持経費は地位協定24条では米国側の負担とされていますが、実際は思いやり予算など年に2000億円以上を日本側が肩代わりしています。

そして、今年5月千葉県木更津駐屯地(オスプレイ整備拠点)がオスプレイの「暫定基地」として防衛省より要請され、オスプレイの訓練演習場として習志野駐屯地が上がっています。3月議会のこの問題での陳情書では国の専権事項という市政の判断、議会に至っても可決されませんでした。その3月から刻々と事態は変わっています。市民の安心安全な生活を第一とする視点に立ち市政運営をされるよう切に願います。

非核平和都市宣言を上げる習志野市として他の自治体に後れを取ることなく率先して国民の平和を希求するよう日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の採択を陳情致します。



(陳情の趣旨)

- ① 日米地位協定を抜本的に見直し、日本の航空法、環境法令などの国内法を原則として適用させること。事件・事故時の自治体の迅速かつ円滑な立ち入りの保障を明記すること。
- ② 米軍機による低空飛行訓練等に於いては、国の責任で必要な実態調査を行うとともに、訓練ルート・時期・時間の事前情報提供を必ず行い自治体、住民の不安を払拭するよう十分な配慮を行うこと。また、航空機騒音規制措置については住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うこと。
- ③ 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

(陳情理由)

日米地位の抜本的見直しを求める意見書を政府、衆議院議長、参議院議長に提出して下さい。

2019年5月30日

清水明子 習志野市本大久保4-10-5